

業務委託仕様書

1. 委託業務名

八代港フォーラム in 台湾企画運営等業務委託

2. 事業目的

本業務は、半導体関連企業等が多く所在する台湾新竹市において八代港の魅力や優位性をPRするフォーラムを開催することで、荷主企業と船社・港湾事業者等とのビジネスマッチングの機会を創出し、八代港のより一層の利用促進を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4. 開催要件等

(1) 開催日時：令和8年11月17日（火）

午後2時開始予定

(2) 開催場所：台湾 新竹市内

(3) 主催：八代市

(4) 内容（予定）：

① 第一部 フォーラム 【90分程度】

- ・主催者あいさつ（八代市の紹介）
- ・八代港および八代市の投資環境の紹介
- ・参加企業の意見交換、質疑応答等

② 第二部 交流会 【60分程度】

- ・食事及びアルコールの提供

(5) 対象：

① 主な対象企業等：

- ・八代港を既に利用中、または利用を検討している台湾企業等
- ・熊本県内企業との取引や、八代市への進出を検討している台湾企業等
- ・八代港を利用した台湾企業との取引を検討している日本国内の企業等

② 主な対象業種

- ・製造業（特に半導体・電子部品デバイス関連企業）
- ・運輸業（物流・倉庫関連企業）

(6) 参加費：無料

(7) 募集定員：50名程度

5. 委託内容

(1) 全体調整及び準備

- ① フォーラムに係る調整・運営全般
- ② 会場の確保・設営（フォーラム会場、交流会会場、関係者控室、会場備品等）
- ③ 効果的な広報・集客手段の提案及び実施
- ④ 参加者の管理（定員管理、参加者との連絡調整、名簿作成等）
- ⑤ 広報資材及びプレゼンテーション資料等の翻訳支援
- ⑥ 事前の現地視察（9月第1週を予定）における通訳及び案内等の対応

(2) 実施当日の運営

- ① 参加者間の交流やビジネスマッチング促進に向けたフォーラム及び交流会の企画提案・運営支援
- ② フォーラム配布資料（当日プログラム、プレゼンテーション資料等）の印刷
【A4カラー 約40枚 80部程度】
- ③ フォーラム及び交流会における効果的な通訳の実施
- ④ 交流会における食事及び飲み物（アルコール含む）の提供

(3) 事後対応

- ① アンケートの作成、回収及び集計（翻訳を含む）
- ② フォーラム参加企業へのフォローアップ支援

(4) その他

- ① その他、フォーラムの企画運営に付随する業務

6. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとにフォーラムの実施内容等の具体的な業務内容について委託者と協議の上、「事業計画書」を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、業務完了後、「業務実施報告書」を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7. 業務実施体制

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。
- (2) 受託者は、本業務委託を指揮する管理責任者を配置すること。
- (3) 管理責任者は、委託者との連絡を密に行い、安全かつ遅滞なく本業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

- (4) 管理責任者は、参加者の管理や関係者との連絡調整を行うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない場合を除き、管理責任者を変更しないこと。
- (6) 受託者は、契約締結後速やかに管理責任者の氏名等を委託者に通知すること。

8. 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、委託者と協議を重ねながら適切に履行すること。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先との業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得ること。
- (3) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、完了検査をもって全て委託者に譲渡するものとする。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その費用は委託金額に含むものとする。
- (5) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (6) 成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (7) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (8) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後1年間とする。
- (9) 各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の費用は委託金額に含むものとする。

9. その他

- (1) 事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 事業実施にあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに委託者へ報告すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、又は業務上、疑義が生じた場合は、委託者・受託者双方が協議の上、対応するものとする。
- (4) 契約方法は総額契約とする。
- (5) 支払方法は契約時に協議の上、決定する。